

津市上下水道事業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、使用料等の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条2項の規定により告示する。

令和8年1月23日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中部支店

(2) 住所又は事務所の所在地

愛知県名古屋市中区栄一丁目24番15号

2 委託した収納事務に係る歳入等

料金、新規給水加入金、使用料、負担金、分担金、加入金、新規加入金、手数料、材料売却収益、固定資産売却収益、保証金、遅延損害金及び延滞金

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年1月15日

4 委託した日

令和8年1月15日